

平成28年度 第3回東久留米市立図書館協議会 概要録

日時	平成28年11月4日(金) 午後2時00分～4時00分
場所	東久留米市立中央図書館 視聴覚ホール
出席	(以下敬称略) 図書館協議会委員：鈴木増雄（委員長）、山浦桂子（副委員長）、 浅見僚子、菅沼法子、池口頌夫、吉川久美子、荻田寿子、 大木一恵、吉田利宏 市：師岡教育部長 岡野図書館長
欠席	図書館協議会委員：大矢由紀子
傍聴人	21人

1 開会

(委員の半数を超える9名の出席があったため、東久留米市立図書館協議会運営規則第4条第2項の規定により会議は成立)

2. 協議事項

今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）について

図書館長 本日の協議事項は、「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」（以下「運営方針（案）」）について協議していただきます。今年度開催の第1回、第2回図書館協議会の議事録については図書館ホームページで公開しております。なお、第2回の協議会については、教育委員会協議会で報告させていただき、議事録については、8月4日の教育委員会に資料として提出しております。

では、配布資料の図書館協議会宛の要望書についてご報告いたします。こちらの取り扱いについては、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

委員長 今日はありがとうございます。市の文化活動の維持・向上において図書館は非常に重要な役割を果たしています。「運営方針（案）」が教育委員会から発表されたので、そのあり方について検討していきたいと思います。皆様からご意見を伺い何らかの形で教育委員会に報告したいと思います。要望書に

については、館長より要約してご説明願います。

図書館長 図書館協議会で議論した結果を教育委員会に提示していただきたいとのご要望ですので、先ほどの委員長のご発言で趣旨はかなっているかと思いません。

委員長 それでは、「運営方針（案）」が配布済みですので、お読みいただいているかと思いますが、図書館長より、ポイントを要約してご説明ください。

図書館長 まず、これまでの経過についてご説明します。教育委員会では、第2回図書館協議会（7月8日開催）について7月15日の教育委員会協議会でご協議の概要を報告致しました。その後8月4日の教育委員会で議事録を資料として提出しております。

教育委員の方からも専門家の意見を伺いたいとの意見があり、8月4日に市内4館の図書館視察、その後直営方式で運営している小平市中央図書館、指定管理者を導入している千代田区立千代田図書館を訪問し、それぞれの教育長や所管の担当者より、図書館について話を伺いました。それ以外にも教育委員会では協議会を開催し、検討委員会報告と図書館協議会の議論の結果などを勘案しながら運営方針について協議を重ねてきました。

その結果10月27日の第8回教育委員会臨時会におきまして「運営方針（案）」を報告、という流れになっております。その間に教育委員会に対して9件の請願、1件の市長あての質問書が届いています。

では、「運営方針（案）」についてご説明いたします。

まず2頁です。図書館運営方針案の策定の背景として、市が策定した「財政健全経営計画実行プラン」において、図書館は「中期的視野に立った図書館運営方法の見直し」を民間活力の導入による行政サービスの維持向上の視点から検討することが書かれています。

3頁では今後のスケジュールとして、今年度中に方向性を策定し、来年度、教育委員会の決定を受け新体制の準備を行い、平成30年度より新たな図書館運営の開始とされています。一方、図書館のあり方については、平成24年に（第1次の）図書館のあり方に関する検討委員会が報告をし、現在の地区館3館に指定管理者を導入する方向が示され、実行してまいりました。また、その検討委員会の中で、地区館の検証を行い中央図書館についても検討するといった内容があり、それを受けて第二次図書館のあり方に関する検討委員会が設置され、今年の3月に報告書が提出されました。報告書の中では新しい図書館像を実現するため、民間の力を導入するのは望ましいが、中央図書館と地区館の果たすべき役割を考えると、民間の事業へ移行する業務範囲は十分に検討する必要があるとして2つの方法について両論併記しています。それを受け、教育委員会での検討協議となっています。

4 頁ですが、今後の図書館をどのようにしていくのか、第二次図書館のあり方に関する検討委員会で提示されている 6 つの図書館像をあげており、その方法を実現するための力として、8 項目をあげています。そしてこれらを検討した結果、(5) の東久留米固有の歴史や文化に関わることについては、市職員が担う必要があるとした上で、それ以外の力については市であっても民間事業者であってもその力を備えており、または開発できるというのが教育委員会の考え方です。

5 頁は、教育委員会が今後の図書館運営をどのように考えているかを 3 項目をあげて示しています。

6 頁では、業務委託の拡大と指定管理者の導入について、それぞれのスキームを示したものになります。業務委託の拡大については、基本的には図書館行政と図書館事業は総合して市が担っていくという考え方です。図書館サービス事業を市が行い、選書や除籍といった専門的業務を継続していく。また地区館は市が直営する中央図書館の指導のもと、指定管理者が運営していくという考え方です。また、効率化のためにこの運営方法を検討しておりますので一定の効率化のために業務委託を拡大していく。また必要な図書館長や職員は市が計画的に育成し配置していく。実務的な仕事を行う図書館専門員を任用していくことが書かれています。

それに対し、指定管理者の導入は、市が行う必要がある業務及び、市が行うことに効果がある業務以外は効率化のために可能な限り民間事業者を導入していく。つまり、可能な限り指定管理者を導入していくということが指定管理者導入のスキームになります。民間事業者の競争による提案を受け、新しい図書館サービスの実現を図るとともに司書職員が退職になることを踏まえ、館長をはじめとする幹部職員は民間事業者が確保することとしています。選書や除籍について、実務は指定管理者が行っていきますが、市は、最終確認と定期的な評価指導を行うことで、図書館設置者としての責務を果たすこととしています。具体的な市の役割は、行政資料とハンディキャップサービスを行うこと、図書館の基本的運営方針や計画を策定する図書館行政を行うこと、指定管理者に対するモニタリングと指導を行うことになります。限定された市の役割に必要な職員を市は計画的に育成し配置すること、直営業務に必要な図書館専門員を任用することが書かれています。

7 頁は、今後の運営方針とスケジュールについて、教育委員会としては指定管理者を導入することを決めております。導入する理由としてはこれまで協議してきた結果となりますが、(1) ～ (9) に書かれておりますので読ませさせていただきます。

(全文読みあげ)

しかしながら、行革の実行プランの新たな運営方法の開始は平成30年度となっております。それに対して市立図書館は目指す図書館像に向かって様々な取り組みを行ってきましたが、未だ明確な姿までは至っておりません。指定管理者の導入を円滑に行うために、時間をかけるというのが今回の「運営方針（案）」になります。平成30年度から定型的業務に業務委託を拡大しながら準備をすすめ、平成33年度から中央図書館と地区館を一体的に管理する指定管理者を導入するとしています。

その間、市として進める事業は、8頁にあります。子育て支援事業・市民協働事業などを展開し、目指す図書館像の具体化を進め、その中でこれまでの図書館事業を検証し、中央図書館と地区館の連携も強化しつつ、市として行っている業務の精査を計画的に行うこととしています。そうした上で、指定管理者に委ねる業務要求水準書や募集要項等の作成の準備を行っていくこと、また、それに合わせた施設整備も行っていくこととしております。そのため、来年度には地区館の指定管理者の募集を予定しておりますが、その期間は3年間とし、新たな体制で平成33年度から実施することが書かれております。

直営で運営しつつ、業務委託を拡大していく方法と、指定管理者を導入するという2つの方法があったわけですが、指定管理者の導入を選びましたので、検討委員会報告書の中で挙げられていた市としての短所への対応策が9頁、10頁になります。図書館に民間事業者が導入された場合、図書館に対して管理監督、また指導する立場にある教育委員会の姿勢が示されています。また、選書・除籍について、市は方針や基準を示すとともに最終確認と定期的な評価を行うとしています。また、外部の学識経験者や市民代表を含む外部委員会を設置し、定期的な評価指導を行うこととしています。市民協働については、指定管理者導入の短所として挙げられていましたが、それについては、現在の地区館の実績から見ても民間事業者でも十分担いうるとし考えていること、また準備期間を通じて新たな市民協働の体制というものを市が準備していくということが書かれています。

最後11頁になります。あり方検討委員会報告の中で提起している課題が多々あります。費用対効果の高いサービスにしていく、ということで開館時間の問題、集会施設の貸出について記載されています。

次に、施設整備についてですが、中央図書館の施設の学習機能の向上等、あらたな情報提供体制に対する施設整備が必要なこと、資料保存体制の整備も必要になります。それらを含めてこの図書館全般の大規模改修が必要だとしています。

また、全庁的な課題として行政資料の収集・提供・保存の問題。歴史的公

文書の保存についてもあげています。最後に市民協働の発展について課題としています。

資料については、資料1が官民の事業分担の比較になります。資料2については、新たな図書館運営に対して人員がどのように変化するかをシミュレーションしています。現行の人員を当てはめたというわけではありません。最後資料3については、新たな図書館運営の場合の総コストの比較になっております。

いずれにつきましても、これから実現する図書館像なので現時点でのシミュレーションに過ぎません。また民間事業者の見積につきましても現時点での参考見積額になります。これまでの図書館協議会での協議事項や検討委員会での報告を受け、教育委員会としても踏み込んだ内容となっております。

委員長

ありがとうございました。平成24年度に地区館に指定管理者を導入する際の協議会の基本的な考え方は、市の図書館のあり方として、民間事業者が運営するのは無理があるのではないかと意見多数でしたが、とりあえず地区館に指定管理者が導入される様子を見守ろうという考え方だったと思います。今回、中央図書館も指定管理者導入となると、その問題とも絡んで、基本的な考え方と「運営方針（案）」には問題点とその解決策についても述べられていますが、概論的な問題と実務的な問題があるかと思います。

今回は質疑応答というよりも、皆さんのご意見を伺い、それをインテグレートした形で協議会の意見として教育委員会に提出したいと思います。

委員

意見を効率的にお話するためにも、本日は資料を作成してきました。傍聴人の方も含めて配布したいのですがいかがでしょうか。

委員

－異議なし－

委員

今回、中央図書館まで指定管理者を導入するという事は非常に珍しいことです。慎重に検討しなければなりません。

まず前提問題として、図書館協議会と教育委員の懇談の機会を設けたいとしたところ、教育長が教育委員会に諮らず断ったことについて、「問題ない」という文部科学省への照会文書を配布したということです。地方分権の世の中で決めるのは自治体であるのに、なぜ文部科学省に意見を求めたのか、教育長に聞かなければならないと思います。聞くべき相手は、これまで図書館を支えてくださったボランティアの方や利用者・社会教育関係者やPTA等の学校教育関係者、図書館専門員です。国の意見で場を封鎖しようというのはいかがかと思います。国の関係者にアドバイスを求めたいというのであれば、参考までに国の関係者であった幸田雅治氏にコメントをいただきました。それがここに書かれております。(1)指定管理者制度を導入するかどうかは、教育委員会で検討すべき事柄であり、教育長には委任されていない(地方

教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条及び東久留米市教育委員会事務委任規則 2 条)。私見を述べることは予断を与えるものであるとともに中立性を欠く不適切な発言である。教育長として不適格である。(2) 教育委員会への要望を教育長の一存で断ることは教育長としての適格性を疑う。一般常識からも常軌を逸している行動と言わざるをえない。普通の常識を持ち合わせていれば、少なくとも「教育委員会に伝える。」と発言するのが当然である。(1) 及び (2) とともに、法的問題かどうかを言う以前の問題である。これは幸田先生のおっしゃったことですが、幸田先生の経歴については、資料にある通りです。

また、本日は「指定管理者を導入している図書館の図書館協議会」についてのプリントも配られておりますが、私が求めたのは図書館法に基づく図書館協議会の設置が可能なのかについてです。ここにみるように都合のいいように問題を言い替えて答弁するということが行われています。図書館法に基づく図書館協議会であればメンバーが法定化されていますが、条例で設置する任意組織であれば都合のいいメンバーでもいいということになります。図書館の専門家の意見を聞かず、一方的な意見のみで議論されうることに危うさを感じます。

今回の「運営方針(案)」の問題点について考えました。資料 1 をご覧ください。指定管理者を導入する最大の利点は経費を削減できるというところにあります。同時に「運営方針(案)」の 15 頁もご覧ください。この経費比較の表が都合良く作られているのではないかと、きれいに金額が並んでいるなど思いはじめました。そこで、平成 26 年度の決算額と比較してみましたところ、いくつか現実とは数字が乖離していることが分かりました。「民間事業拡大をしない場合」(14 頁)としているところですが、理論値を使用しています。

なぜ、実際に平成 26 年度の決算額が出ているにも関わらず理論値を使用したのか。それは、理論値の方が、金額が高くなるからです。そうすると指定管理者を導入した時のコストの計算が正確にできなくなる。それについては、平成 26 年度の決算値に基づいたらどうなるか、と言うことを配布した資料の 4 頁の表で示しています。概算すると指定管理者を導入した場合、人件費と指定管理料にかかる部分だけで 5,000 万円近くのコスト増があるのではないかとということです。これは、私がこの金額を作ったのではなく、平成 26 年度の決算額からとった数値です。それで 5,000 万円の差が出ています。更に消費税が 10%になることを考えますと、920 万円の増も追加されます。指定管理の見積料には主な事業はここに含まれません。中央図書館が行う事業を追加するとさらに経費が発生することになります。正規職員を減らして他の部課に振り分け、指定管理者を導入するということですが、むしろコスト増になるのではないですか。なぜ、現実から乖離した数字をわざわざ教育委員会で示したの

でしょうか。

2点目の問題点としては指定管理料の見積額についてです。なぜ、現指定管理者からだけ見積料を徴取したのでしょうか。現指定管理者の指定ありきではないですか。役所が行う見積額というのは、数社に訪ねてこそ客観的な数字が出るのではないですか。現指定管理者に尋ねれば引き続き指定管理になるための都合のいい数字が返ってくるのは当たり前ではないですか。民間の競争力を導入することが指定管理の要諦ということですが、今回の行為は自らその競争を否定するものではないですか。これが、この15頁の表に関する問題です。

最後、その他大切なことについて2点お話いたします。先ほど図書館長がご説明された「運営方針（案）」12頁ですが、公文書館をどのような形で建設していくかが議論になっています。国の法律である公文書館管理法34条には自治体は国に準じた公文書管理の努力義務を持っています。国は公文書館を新設することになり、この行政分野においてそれぞれの自治体で環境整備が進みつつあります。公文書館を新設するということは財政的に厳しく、自治体によっては中央図書館に公文書館機能を併設する、ということが行われています。歴史的公文書については開示請求という事務もあることから、これを指定管理者に行わせることは出来ません。となると中央図書館に職員がいれば併任と言う形でこれを行わせることが出来ます。指定管理者にこの事務を行わせることが出来ないのであれば、この事務に対し職員をはりつけなければなりません。図書館ではなく、行政管理部門がこの事務を担うにしてもそのための複数の職員を配置しなければならない。こうした議論や情報は教育委員会でなされているのでしょうか疑問です。

また、「第二次図書館のあり方に関する検討委員会報告」について、この委員会は教育委員会をはじめとする事務方幹部をメンバーとする委員会です。ここで決まっているからと言って金科玉条のように取り扱うのは自作自演ではないでしょうか。これも議論を封鎖するための手法と思わざるを得ません。私からの問題提起は以上です。

委員長 大変鋭いご指摘、ありがとうございました。

委員 私は専門家として発言します。平成9・10・11年と、国立国会図書館運営審議委員として3年間勤めました。国立国会図書館なので、職員は国家公務員、図書館長は大臣と同じ権限を持っています。そこでの討議は選書についてでした。

選書・蔵書の公平性を3年間で何回も議論しました。言論・出版の自由、思想良心の自由、芸術文化の自由これが日本の文化をすべて支えています。ですからこの審議会は全く公明正大でした。隠し事は一切なく全員が発言しました。発言した内容については、納得するまで議論しました。それについてのデータ

は国会図書館の事務方がまじめに取り組んで回答する、ということを経験してきました。

今回非常に不愉快なのは教育委員会から委任されていますが、図書館協議会は法的機関です。我々は市民に対して責任を持っています。今回我々が教育委員会に面会を申し入れたことを拒絶するというのはとんでもない話です。市民の要求に対して、中央図書館がどういった方針で行うのか、この「運営方針(案)」にも書かれていますが矛盾しています。市民の要望に応えるとあります。前回の教育委員会の最終討議ですが、途中から秘密会になりました。情報の開示をお願いしたいと思います。真剣に取り組んでほしいと思います。

もう一つ発言したいことは、東久留米の図書館は市民の努力から発生してきたものです。もちろん市の努力もあります。市と市民は喧嘩したり協力したり協働したりしながらお互い勉強してやってきました。一番基本に立ち返って考えてほしい。この「運営方針(案)」の中に指定管理者をなぜ導入するのが書かれています。地方財政、非常にひっ迫している。そのためにやる論のほかないんですね。これをやってどうなるか。何もありません。

また、経費比較の表がありますが、日比谷図書館が都から千代田区に移管された際、3億6千万円かけています。その後3億9千万円になった。そして日比谷図書文化館になった当初6億1千万円、平成27年度は8億4千万円になっている。これが、財政経営計画なのでしょうか。非常に疑問があります。以上です。

委員長 厳しいご意見いただきありがとうございます。

委員 私見を述べさせていただきます。「運営方針(案)」の「市の職員が全員退職になることをふまえると」、とありますがこの文章の退職についてはあまり図書館運営と関係ないのではないかと思います。それが理由になる、というのは納得がいかないなと感じました。

私は図書館に対しては素人ですが、13頁の業務内容の比較を見ていると、指定管理者が導入された場合、館長職が指定管理者に移行しています。今、図書館長が頑張ってきたことや、地区館を見守ってきていただいたことを考えると、中央図書館の館長職が指定管理者になるということは、定期的なモニタリングや管理監督を行うと書かれていますが、実務を行う際の決裁者が図書館長になるのかと想像した場合、どんな変化があるのか不安に感じました。現在館長がなさっている職務は今後どのようなようになるのか、また指定管理者に移行した場合のメリット・デメリット等お答えいただけませんか？

委員長 館長職については、前回の協議会でも議論になりました。非常に重要なポイントになります。

図書館長 指定管理というのは市が行っている業務を、市議会の議決を経て、民間事業

が行えるようにする、という制度です。その中身は条例で定めなければならないとされています。地区館の指定管理者が決定したときにも市議会の議決を経ました。

図書館協議会がどうなるか、という話についても、図書館協議会は条例で設置されている委員会で、行政の中にある図書館長の諮問機関ということになります。その館長を市が指定して民間の方ができるというものなので、先日都に問い合わせたところ、指定管理された図書館長の諮問機関である図書館協議会を指定管理者が持っても、法的には問題ないと考えるという口頭での回答をいただきました。また、回答いただいた東京都でこの問題について整理しているといったことはありません。

その上で説明すると私の今の職務は、教育委員会の事務方の管理職の一人として行政の仕事として行っています。また、図書館行政としての仕事と実務的な図書館事業の運営のどちらも担っており、その日々の職務を市の計画を作成する時には実務を担当するものとしてフィードバックしていくようになります。指定管理者が導入されている千代田区や青梅市に伺ったのですが、図書館事業の部分は民間の事業者が担うことになり、図書館行政の部分は教育委員会の事務局の仕事として担当の課長が担うようになっております。現場を管理監督する、または指導するのは市の責任としてありますので、教育委員会の中にそのような部署が設置されます。現行で言えば私が現場の長と行政の管理職として両方の職責を担っていることになりますが、指定管理を導入すると、現場の長は民間事業者が、行政の管理職の部分は市の担当課長という形になります。

委員長 ありがとうございます。前回教育長が出席された際にも強調したのですが、現場を分かった責任者が市に対しても市民に対しても責任を持つという体制をとることが出来るのが非常に重要な問題です。

委員 市議会、教育委員会を傍聴してきました。市民不在・行政不在の教育委員会の判断に失望しました。教育委員の方々、特に教育長含めて勉強していただきたい。特に図書館については、「勉強不足だ」という声が傍聴の方からかかるほどでした。そして東久留米の人々は作り上げる力をもっていました。それを奪わないでほしい。出来上がったものを与えられることは、若い人たちにとって残念なことです。今は外国でもスローライフといわれています。指定管理者になってパッと花火のようにすることではなく、大人たちとともに作り上げていく力を子どもたちにも持っていてほしい。特に教育委員の方にはそのように思います。

パブリックコメントについても市民の方から形骸化されているといわれています。意見を集めても、それが何も検討されていない。だから出しても損だと

言われております。市民からの意見を正面から取り入れていただきたいと思えます。一番初めに行政不在と申し上げましたが、議員が、27年度の地区館の指定管理の実績や検証結果について示してほしいと求めても資料はありませんでした。教育委員会には提出していただきたかった。それが私の希望です。以上です。

委員長 パブリックコメントが形骸化しているということが市民の間に広まりますと市民活動が停滞していきます。その点を強調していくにはどうしたらいいか。一つには今回の傍聴でも市議の方がいらっしゃると思いますが、ぜひ市議会などを通してご活躍いただきたいと思えます。

委員 基本的なことしか言いません。教育委員会は、社会教育と学校教育という重要な問題を有しています。どちらが重要でどちらが重要でないということではなく、東久留米市民の知的レベルを決定する要素がこの図書館の選書・蔵書には含まれています。選書のスキルというものは短い期間で習得できるものではありません。社会教育を民間に出すということは教育委員会の自己放棄ではないかと思えます。公立校をすべて私立にしますか？これはそれと同じことです。自己矛盾も甚だしい。社会教育に責任のある教育委員会がこのようなことをするのはどうしても納得がいかない。

委員 中学生がまちの図書館を利用することは正直あまりありません。だからといって、だれのための図書館なのかを考えた場合、やはり市民のためであると思えます。市民の中には中学生もいます。中学生は図書館を居場所として、またはボランティアとして携わって自己実現を果たすなど、様々な形で利用しています。利用する方は限られるのかもしれませんが、図書館がすべての人にひらかれ、また、まちにあることが重要だと思えます。小さいときは保護者に連れられて来館し、中学、高校、大学とすすみ、社会人となり、親となったとき子どもを連れてきて絵本を読むかもしれませんし、もっと年数がたって現役を引退したときに図書館に足を運ぶのかもしれません。

人生の何十年間かのサイクルの中で、その時々で携わり方は異なるとしても、必ずそこに図書館があることがまず大事であるし、市民のためにあり続けるということが重要になってくるかと思えます。より良くあり続けるためにどうしたらいいのか。「運営方針（案）」の中に「今後目指すべき図書館像」が示されていて、まさにその通りです。市民のためにより良い図書館を実現することが一番重要なのだと考えます。以上です。

委員 指定管理者については地区館3館が指定管理者、中央図書館が直営で今まで運営されてきて、学校に司書が配置されたときも中央図書館から司書が出向くなど努力していらっしゃると思えます。地区館に指定管理が導入され、各館特色あるイベントなどを実施し、民間の良さを取り入れているのだと思えます。

しかし中央図書館のあり方について、民間を導入するのはどうなのか、と感じています。市民ファーストで言いますと利用しやすい図書館というのは心地よい図書館であると思います。行ってコミュニケーションを取りたいという方もいらっしゃるかと思いますが、専門分野を調べたい、学習室で勉強したい、就職のために勉強したいなど目的はいろいろあるかと思いますが。居場所としての図書館利用もあるかと思いますが。その中で文化の拠点としてとても大事なもので、財政上の理由でスリム化するために運営を変えるというのは寂しいかなと思います。

委員長 はじめにお話しされた、中央図書館と地区館の違い。これは非常に重要なポイントかと思いますが。それから、財政面については委員からプラス面よりもマイナス面のほうが多いのではないかというご指摘がありました。中央図書館は非常によく機能しております。全面的に中央図書館まで指定管理者を導入するのではなく、中間的なものを当面実施してはどうか、とのご意見でよろしいでしょうか。

委員 前回の協議会で中央図書館指定管理者導入ということ初めて聞き、正直とても驚きました。地区館の指定管理者を直営の中央図書館がまとめている、というとても良い関係を構築しているのだと思っていました。今回の「運営方針（案）」を見る限りでは、指定管理者を導入する方向で話が進んでいるように見受けられます。私たちがこの場で話してきたことはなんだったのか、というのが正直な感想です。地区館に指定管理者が導入されたのは、市の財政難が理由だと思っていましたが、実際の資料で支出が増えているとされていたにも関わらず、今回の資料15頁を見る限りでは、指定管理者を導入したほうが経費の比較としては安くなると書かれています。地区館の経費では支出が増えていたのに、なぜ、という思いです。

民間を競争させるともありますが、本当に競争になるのでしょうか。TRCがほぼシェアを占めている中で競合といえるのでしょうか。

図書ボランティアをしている中で、市の司書から業務委託の司書にかわったときがありました。市の司書の方から図書ボランティアとして引き受けていた業務が、業務委託の司書の方には「私の立場からは図書ボランティアの方にお願ひできない」と言われ、なぜその違いが出るのかも疑問に思いました。学校司書の方には先生や子どもたちの中にどんどん入ってもらって間をつないでもらいたいと思うのですが、業務委託になったことでその辺りがうまくいかないように感じます。

図書館長 学校司書は業務委託という形で配置されていて、学校の先生も司書の方には指示できない立場にあります。業務内容は事業者を通して司書に伝えるようになります。学校が直接雇っている方は弾力的な運用もできるのですが、委託の

場合は仕様で定めた業務しかできませんし、指示もできない仕組みになっています。

委員 都立学校で司書をしておりますが、業務受託者は学校司書（業務従事者）として決められたことをすることになっていて、学校長からの指示は受けられない形になっています。はじめは、先生方と業務上の会話をすることもできないかと思い、どうしたらと思っておりましたが、その現場によって柔軟に対応できればと思います。

指定管理者については、地区館に導入されていて色々なイベントを実施して集客するなどの部分は大いに評価したいと思います。中央図書館に指定管理者が導入される場合、中央図書館は駅から遠くわざわざ来なければならない図書館です。民間事業者の創意工夫で現役世代が呼び込まれるようであれば歓迎しますが、ただ平成29年度からの導入スケジュールなどを見ると、この事業者が決める方法としては入札などの形になるのですか？

図書館長 平成29年度に募集するのは地区館の事業者になります。今回の「運営方針（案）」は、2段構えになっています。29年度に地区館の事業者を募集し、32年度からは地区館と中央図書館を一括した事業者を募集することとなります。今まで議論されてきたように地区館と中央図書館は全く異なる役割なので仕様は異なるものになると思います。地区館は施設管理がありませんので、ソフト部分だけになりますが、中央図書館は施設管理や館長業務を含めた仕様が必要になってきます。指定管理者導入の場合には、庁内に選定委員会が設置され、事業者からの提案によるプロポーザルで決定することになります。単純な入札というわけではありません。

委員 事業者からの提案と金額で決定するということですか？

図書館長 そうなります。その時々を選定の基準があり、その基準に基づき選定し、決定するようになります。

委員 指定管理者は一度決定すると実施期間は何年になりますか。

図書館長 現行の指定管理者は5年になります。「運営方針（案）」によりますと、地区館は平成30年度～32年度の3年間ですが、東久留米市全体としてはほとんどの指定管理者が5年で運用しています。

委員 地区館は30年度から新しい指定管理者の導入になると伺いましたが、その間、中央図書館はどのようになりますか。

図書館長 「運営方針（案）」の8頁、導入スケジュールというところでふれています。中央図書館は直営で、市職員の図書館長がおり、定型的業務に業務委託を拡大していきます。仕様の内容を考えつつ、目指すべき図書館像を具体化していくとしています。3年間その方法で実施したのち、平成33年度から新体制に移行するとされています。

委員 ゆっくりした感じで進めていく、ということでしょうか。30年度から実施するものを今年度中にすぐ決めてしまうというのが前回の教育長のお話だったかと思います。私たちもせっぱつまった感じがしたのですが、この3年間がある。というのはもしかしたらその間に教育長のお考えを翻すといったことがあるのかなど。慌てて指定管理者を導入するのかと思っていたのですが、あと3年あれば、もう少しゆっくり図書館のボランティアも出来るのかと感じました。

委員 「運営方針（案）」の中に民間の競争力を利用とありますが、ほとんど競争力がないですね。このTRCの株主は誰ですか。大日本印刷ですね。大日本印刷の目的は何ですか。今あの企業は印刷会社ではありません。競争力はあるのでしょうか。

委員 「運営方針（案）」の中に、施設の改善についても書かれていますが、それを指定管理者ができるということなんでしょうか。

委員 平成33年度からだからゆっくりすればいい、ということではなく、平成33年度のことを、今決定するということなので少し違うかと思います。あと、指定管理者がお金を出して施設を良くしてくれることはありません。

申し上げたいことは、教育委員の方も市民であるということです。教育委員を守ることも私たちの役目だと思っています。教育委員会の皆様は教育全般の見識はあるかもしれませんが、しかし、図書館行政については素人です。それにもかかわらず教育長に私達との懇談をブロックされるなどの情報制限をされるという一方的な情報の中で判断するように求められてきたわけです。単に市民が同じ市民である教育委員の皆さんを批判するだけでは、彼らは限られた情報の中に逃げ込むだけになります。それこそ指定管理者の思う壺になるわけです。

数年後にはなぜこんなに指定管理者導入を急いだかの裏側が明らかになるでしょう。中央図書館の機能が低下し、コストばかりが積みあがるといった現実もみえてくるかもしれません。教育委員会は審議会ではなく、市長と同じ行政の責任者ですから、その責任を市民である教育委員の皆さんが負ってしまうということになります。

ですから、印鑑を押す前にパブリックコメントという形で伝えることが私たちの役割だと思っています。教育委員の皆さんを守ってあげることになると思うし、正しい議論になると思います。ですから私たち図書館協議会委員としても全てをかけて、議論ができる意見を送るべきだし市民の皆様・傍聴者の皆様は、正しい情報を伝えていただければと思います。

委員長 ありがとうございます。時間も差し迫ってまいりましたので、皆さんのご意見を振り返っていきたいと思います。

最初のご意見は、法律的にも厳密に調べられ、また財政上の決算データを基に非常に詳しい意見書をまとめていただき参考になります。その中で特に競争

原理と矛盾していること、財政的にも問題点が多くあるということも強調されていました。

2番目のご意見では、情報公開の問題点、市民意見の重視、選書の重要性についてご意見をいただきました。文化的な図書館はどのような選書をされているかで分かります、といった非常に重要なところをご指摘いただきました。

3番目のご意見では、司書の退職の時期にタイミングよく「運営方針(案)」が発表されたことについてむしろ不自然ではないか、この本質とは無関係ではないか。また中央図書館長の役割について、前回に引き続き議論となりました。

4番目は市民不在・行政不在であり、市民活動を抑圧するような方向になっていないか。そうならないためにはどうしたらいいのかとのご意見を伺いました。外にも社会教育と学校教育の両立・統合性についてもご意見がありました。

5番目に中学生の利用の少なさ、それでもまちに図書館があることの重要性についてご意見いただきました。

6番目のご意見では、地区館と中央図書館の役割の違いについて強調されました。

7番目は、現状を続ける運営ではいけないのか。なぜ急いで中央図書館まで指定管理者を導入するのか、本当に経費節約になっているのか、競争原理が働いていないのではないかとのご意見をいただきました。

8番目は、現場を踏まえた意見を伺っております。

これらのご意見を何らかの形でまとめ、皆さんに修正していただいたのち教育委員会に提出したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 ー異議なしー

委員長 その際に、資料として、今回委員から提出いただいた資料を添付したいのですがよろしいでしょうか。

委員 ー異議なしー

委員長 本日は市民の方からも要望書をいただき、そのお気持ちに沿うような会になったのではないのでしょうか。これからも皆さんで協力してより良い図書館にしていきたいと思っております。では、今日はありがとうございました。

3. 事務連絡

図書館長 本日の議事録について、早いうちに委員の皆様にお届けしたいと思っております。取りまとめたご意見は教育委員会に意見として提出したいと思っております。

今後のスケジュールとしては、パブリックコメントの募集期間が11月20日まで、次回の教育委員会が12月1日になりますが、その日に決定する

わけではありません。また、パブリックコメントに対する市の見解も発表しなければなりません。また、先ほどご紹介しましたとおり、請願もいただいております。この「運営方針（案）」に対する決定と合わせて教育委員会としては答えていかなければなりません。図書館協議会としては12月1日にご意見を提出することを目指したいと思います。

委員 パブリックコメント記載について何か注意事項はありますか。

図書館長 率直な市民としてのご意見でも、「運営方針（案）」の論理についての指摘や提案などでもいいかと思えます。先日の教育委員会の発言の中には、パブリックコメントが実施されるので、そのご意見を伺って判断したいという発言もありました。まずは多くの方にご意見を提出していただくというのが必要なことかと思えます。パブリックコメントが多く寄せられるということが、今までの図書館に対する評価にもなるのではないのでしょうか。正しい情報提供という意味でもご意見をいただくことは非常に大事だと思います。

委員長 本日もご意見を伺いましたが、時間の都合で言い足りなかった方は、図書館長に追加でお申し出ください。あわせて図書館協議会の意見として提出したいと思えます。図書館協議会委員としてではなく、市民としてご意見をお寄せいただくのも一向に構いません。ご自由ですのでそれぞれにご活躍いただければと思います。

図書館長 図書館法が改正され、図書館協議会では図書館事業についても評価していただけてきました。市民の皆様には正しい情報提供をしていただくほか、見識のある専門家として図書館協議会を積み重ねてこられたと思っています。本日のご意見につきましても委員長とご相談しながら取りまとめ、教育委員会に提出したいと思えます。

委員長 今年度最後の協議会になりますので、教育部長よりご挨拶いただきたいと思えます。

教育部長 本日は皆様より貴重な忌憚のないご意見を伺いまして誠にありがとうございました。協議会の皆様のご意見と言うものは非常に貴重なものだと思います。正確な形で教育委員の皆様にお伝えし、今後の方針を策定したいと思えます。この取りまとめにつきましてもまたご協力いただければと思います。

委員長 では、本日はありがとうございました。

—以上—